

令和元年厚木市農業委員会12月定例総会議事録

日 時 令和元年 12 月 25 日 水曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 35 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1 番 市 川 和 典

2 番 松 野 勝

3 番 野 口 政 夫

4 番 新 藤 悦 子

5 番 小 澤 隆

6 番 梅 澤 清 子

7 番 難 波 博 文

8 番 井 上 謙 治

9 番 山 川 宏 司

10 番 松 前 進

11 番 三 橋 澄 夫

12 番 早 川 暁(会長職務代理)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 10 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（報告 17 件）
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（報告 1 件）
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について（報告 1 件）
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 6 件）
- 6 議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（9 件）
- 7 議案第 59 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
- 8 議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（5 件）
- 9 議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について（28 件）
- 10 議案第 62 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について（1 件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和元年厚木市農業委員会12月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の難波博文委員と8番の井上謙治委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、11月12日から12月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で3件、9筆、面積は3,635平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で7件、10筆、面積は2,871.40平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、10件、19筆、面積は6,506.40平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、11月12日から12月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は17人、筆数は83筆、面積は36,392.46平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知について」、御報告いたします。
報告する案件は1件でございます。

土地の所在地は三田字白山2筆、地目は田、合計面積は2,386平方メートルでございます。

借人は三田1丁目にお住まいのAさん、貸人は三田にお住まいのBさんです。

貸人の都合により、令和元年11月12日に合意解約されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」、御報告申し上げます。

御報告する案件は1件でございます。

本証明につきましては、生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明でございます。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

証明願を提出された方は、横浜市緑区十日市場町にお住まいのCさんで、買取り申出を行おうとする生産緑地は岡田四丁目1筆、地目は田、面積は866平方メートルです。

この生産緑地は、祖父のDさんが耕作をしておりましたが、令和元年6月26日に耕作者本人が死亡したことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、現地調査及び地区担当の堀池会長から意見聴取を行った結果、当該生産緑地においてDさんが、農業に従事していたことが確認できましたので、会長専決により、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であった旨の証明書を令和元年12月12日付けで交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。御報告する案件は6件でございます。

1番でございますが、申請者は、七沢にお住まいのEさんでございます。

申請地は七沢字日向川1筆、地目は畑、面積は169平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和29年に住宅が建築されてから住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できません。

また、申請に先がけ事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、6月1日に三橋委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、下川入にお住まいのFさんでございます。

申請地は下川入字九ノ域2筆、地目は田、合計面積は253平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、昭和21年頃から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、11月28日に松野委員及び小澤委員の立会いのもと、現地調査を行

った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、下川入にお住まいのGさんでございます。

申請地は下川入字九ノ域1筆、地目は畑、面積は238平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和21年から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、11月28日に松野委員及び小澤委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

4番でございますが、申請者は、飯山にお住まいの被相続人H相続人Iさんでございます。

申請地は飯山字中千頭1筆、地目は畑、面積は138平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和46年7月に住宅が建築されてから住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、11月26日に山川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

5番でございますが、申請者は、伊勢原市東大竹2丁目にお住まいのJさんでございます。

申請地は七沢字中沢2筆、地目は畑、合計面積は311平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、住宅敷地の一部及び物置として利用されており、住宅敷地の一部については昭和45年以前から、物置については昭和58年3月に牛舎を解体した後に建てられ、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、12月11日に三橋委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

6番でございますが、申請者は、船子にお住まいのKさんでございます。

申請地は船子字長ケ町3筆、地目は田、合計面積は1,165平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、平成3年頃に近隣事業者から駐車場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地して貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、12月6日に早川会長職務代理者及び新藤委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました三橋委員、松野委員、山川委員及び早川会長職務代理者から報告をお願いします。

<三橋委員>

1番及び5番について説明いたします。

1番でございますが、この土地につきましては、昭和29年に住宅が建築されてから住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該

当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

5番でございますが、これらの土地につきましては、住宅敷地の一部及び物置として利用されており、住宅敷地の一部については昭和45年以前から、物置については昭和58年3月に牛舎を解体した後に建てられ、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<松野委員>

2番及び3番について説明します。

2番でございますが、これらの土地につきましては、昭和21年頃から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

3番でございますが、この土地につきましては、昭和21年から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<山川委員>

4番について説明いたします。

この土地につきましては、昭和46年7月に住宅が建築されてから住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<早川会長職務代理者>

6番について説明いたします。

これらの土地につきましては、平成3年頃に近隣事業者から駐車場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地して貸し出し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は9件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は621平方メートルです。

受人は上荻野にお住まいのLさんで、渡人は鳶尾5丁目にお住まいのMさん及び同所にお住まいのNさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

イチジクの作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は210日、耕作面積は3,533.18平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は金田字新2筆、地目は田、合計面積は1,885平方メートルです。

受人は東京都多摩市落合1丁目にお住まいのOさん、渡人は金田にお住まいのPさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植え機等。

労働力につきましては本人及び父の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は6,594.58平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約1時間のところに位置しております。

なお、受人のOさんは、渡人のPさんの長男にあたり、現在、Pさんとは別世帯となっておりますが、住居及び生計を一にする親族が行う耕作等の事業に従事するその他の2親等内の親族も、婚姻等により住居又は生計を異にしている場合にも家族ぐるみで農業経営を行っている場合には、世帯員と同じ扱いをするものとされておりますので、下限面積の審査において、今回のように別居の親族である2親等内の親族への許可ができるものです。

3番でございますが、対象となる農地の所在は上古沢字谷ノ前2筆、地目は畑、合計面積は604平方メートルです。

受人は上古沢にお住まいのQさん、渡人は上古沢にお住まいのRさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、コンバイン及び草刈り機等。

労働力につきましては本人及び次男の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は4,271平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約1分のところに位置しております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字廣町1筆、地目は田、面積は955平方メートルです。

受人は中荻野にお住まいのSさん、渡人は下荻野にお住まいのTさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及び草刈り機等。

労働力につきましては本人及び長男の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は2,704平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約3分のところに位置しております。

5番でございますが、対象となる農地の所在は三田字沖田1筆、地目は田、面積は2,013平方メートルです。

受人は海老名市杉久保南4丁目にお住まいのUさん、渡人は同所にお住まいのVさんです。

本申請は、交換のための所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては本人及び母の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は71,530.41平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約20分のところに位置しております。

6番でございますが、対象となる農地の所在は下津古久字柳町2筆、地目は田、合計面積は18.10平方メートルです。

受人は下津古久にお住まいのWさん、渡人は下津古久にお住まいのXさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転です。

施設野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、妻、父及び雇用人の合計10人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は9,342.10平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

7番でございますが、対象となる農地の所在は上古沢字市道1筆、地目は田、面積は89平方メートルです。

受人は上古沢にお住まいのYさん、渡人は上古沢にお住まいのZさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植え機及び軽トラック等。

労働力につきましては本人1人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は4,630.17平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約10分のところに位置しております。

8番でございますが、対象となる農地の所在は上古沢字上ノカイド1筆、同字市道3筆及び同字馬ノ谷1筆、地目は畑及び田、合計面積は5,659平方メートルです。

受人は飯山の有限会社a、代表取締役bさん、渡人は上古沢にお住まいのZさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

大豆の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は7,404平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約10分のところに位置しております。

9番でございますが、対象となる農地の所在は上落合字柳添1筆、地目は畑、面積は979平方メートルです。

受人は飯山の有限会社a、代表取締役bさん、渡人は上落合にお住まいのcさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

大豆の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は7,404平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約20分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

1番についてですが、事前に現地を確認したところ、耕うんはされているように見えてましたが、大きな石を撤去した痕跡が見られました。

以前はどのような使われ方をしていたのか及び農業委員会が指導を行い農地になったのかについてお聞かせください。

<専任主幹>

1番についてですが、以前はアパートが建っており、アパートを取り壊して更地にした上で農地として買いたいということで、申請されました。

申請相談は先月されたのですが、現地を確認したところ、大きな石などが埋まっていたため、撤去してから申請するように指導を行った結果、改善されましたので、イチジクであれば生育に支障を生ずるおそれはないであろうと判断し、今回申請されたものです。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに決

しました。

〈議長〉

次に、日程 7、議案第 59 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈副主幹〉

ただいま議題となりました、議案第 59 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

対象となる農地の所在は三田字沖田 2 筆、地目は田、合計面積は 3,040 平方メートルです。

申請人は、三田南 3 丁目にお住まいの d さんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、相模原市緑区青野原に本店を置き、土木工事業を営む有限会社 e から、業務拡大により、県央地域を新たな営業区域とするため運送車両等の駐車場用地を確保する必要が生じ、適当な土地を探していたところ、圏央厚木インターチェンジに近接していることや幅員 9 メートルの道路に接していることまた、大型車両の出入りや敷地内の転回等に際し、安全性が確保できる広さである申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

なお、厚木市山際の宅地を賃貸し、厚木事業所とすることになっております。

申請地の東側は道路、西側は水路、南側は畑、北側は田となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内に 40 センチメートル程碎石を盛り舗装し、東側道路と高さを揃えた上で出入口を幅 6 メートルのアスファルト舗装にて設け、大型トラック 10 台分の駐車場及び工事用重機 8 台分の駐車スペースを設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側については高さ 1 メートル程の単管柵を新設、西側については高さ 10 センチメートルの境界ブロックを新設、南側及び北側については高さ 25 センチメートルのコンクリートブロック土留めを新設する計画となっております。

また、雨水については浸透トレンチ管及び雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分については、申請地の南側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第 3 種農地となります。

農地法第 4 条第 6 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が 500 平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済となっております。

農地転用に係る面積が 3,000 平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議たまわりますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<難波委員>

事業所を近くに設けるということでしたが、それが本当か確認しなくてもいいのでしょうか。

<副主幹>

自動車の保管場所の確保等に関する法律の中で、大型トラックを10台以上停める駐車場につきましては、10キロメートル以内に事業所を設けなければならないという規定があります。

事業所予定地については、山際にある宅地となっており、そこから直線距離で約7キロメートルでございます。既に賃貸契約書が取り交わされていることも確認しております。

<難波委員>

防火水槽は設置しないのでしょうか。

<副主幹>

まちづくり条例の中で2,000平方メートル以上の開発計画については、消防署が必要に応じて設置を求めるという内容になっておりまして、本申請につきましては、既設の防火水槽が付近にありますので、設置は求められていないものです。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程 8、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 5 件でございます。

1 番でございますが、対象となる農地の所在は三田字五貫田 1 筆、地目は田、面積は 2,000 平方メートルです。

借人は、茨城県猿島郡境町大字浦向の株式会社 f、代表取締役 g さん。貸人は、三田南 3 丁目にお住まいの h さんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための許可申請です。

借人は、茨城県猿島郡境町大字浦向に本店を置き、関東全域において一般貨物自動車運送業を営む法人で、現在、飯山の土地を借り、厚木営業所を設置していますが、土地所有者から駐車場用地の明け渡しを求められたことから、圏央道厚木インターチェンジに近く輸送業務の効率化を図ることができる申請地を駐車場として利用するため、許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は水路、南側及び北側は雑種地に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大 70 センチメートル程盛土し、10 トン車 13 台の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を東側に幅 20 メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、水路を暗渠とし、出入口以外に高さ 1 メートルの重力式擁壁を新設、西側、南側及び北側に高さ 30 センチメートルのトタン板及び高さ 60 センチメートルの単管柵を設置し、西側のみコンクリートブロック 1 段積を新設、また、東側以外は隣地境界から 30 センチメートル後退して 30 度以内の法面とする計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第 3 種農地です。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が 500 平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

2 番でございますが、対象となる農地の所在は七沢字中沢 1 筆、地目は畑、面積は 333 平方メートルです。

受人は平塚市紅谷町の i 株式会社、代表取締役 j さん、渡人は伊勢原市東大竹 2 丁目にお住まいの k さんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、平塚市紅谷町に本店を置き、リフォーム工事請負業を営む法人で、事業が拡大傾向にあ

るため資材置場が不足していることから、新たに展示場を作る予定の土地に隣接し、管理がしやすい申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側及び南側は宅地、西側及び北側は畑に接しております。

なお、申請地への出入りについては、南側に受人が所有する宅地を利用することとなっております。

土地利用計画図によりますと敷地内を砂利敷の上、出入口は南側にある既存の階段を使い、足場やコンクリートブロック等の資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側は既存の擁壁を利用、西側及び北側はコンクリートブロック2段から4段積を新設、南側は既存の石垣を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

3番でございますが、対象となる農地の所在は下川入字十五ノ域1筆、地目は畑、面積は1,105平方メートルです。

受人は、相模原市中央区水郷田名4丁目の株式会社j、代表取締役kさん、渡人は下川入にお住まいのlさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は、相模原市中央区水郷田名4丁目に本店を置き、自動車修理及び売買業を営む法人で、事業拡大に伴い、現在使用している車両置場が手狭となり、敷地を探していたところ、道路幅が広く国道129号線、圏央道厚木インターチェンジや愛川相模原インターの近隣にあり、4トントラック12台分の置場スペースがある申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側及び西側は畑、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に歩道を切下げ、歩道と申請地の高低差が約50cmあることから幅5.8メートルのスロープにて設け、敷地内を碎石敷し、大型トラック12台分の車両置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側は隣地の畑より最大40センチメートル高いため、隣地境界に高さ40センチメートルの鋼板及び単管柵を新設、更に30センチメートル後退し、30度の法面処理を行います。西側及び南側は高さ40センチメートルの鋼板及び単管柵を新設、北側は出入口以外に高さ50センチメートルの既存擁壁があり、それを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は三田字白山1筆、地目は田、面積は1,999平方メートルです。

借人は相模原市麻溝台3丁目のm株式会、代表取締役nさん、貸人は三田にお住まいのBさんです。

本申請は賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

借人は、相模原市南区麻溝台3丁目に本店を置き、土木工事業を営む法人で、厚木市周辺での業務受注が増大しており、資材置場用地を探していたところ、圏央道厚木インターチェンジに近く、業務の効率化を図ることができる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は田、西側、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大75センチメートル程盛土し、建築用足場や工事用重機の置場を備えた資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を西側に幅12メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、出入口以外に高さ60センチメートルの単管柵及び高さ30センチメートルの板張り土留めを新設、さらに東側についてはコンクリートブロック2段積を新設する計画となっております。また、西側以外は隣地境界から30センチメートル後退して、30度以内の法面とする計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題はないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

5番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字大畑2筆、地目は畑、合計面積は707平方メートルです。

借人は伊勢原市高森の株式会社o、代表取締役pさん、貸人は中荻野にお住まいのrさん及び中荻野にお住まいのsさんです。

本申請は賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

借人は、伊勢原市高森に本店を置き、土木工事業を営む法人で、現在資材置場を利用しておらず、建築資材は建材販売業者から直接現場に搬入しておりますが、緊急時の対応ができず業務の効率が悪いことから資材置場用地を探していたところ、事業所の近くにあり、近隣に住宅がないため作業が容易に行え、業務の効率化を図ることができる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の周囲は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を砂利敷し、仮設足場や砂利碎石といった資材の置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を南側に幅6メートルのコンクリート打ちにて設け、出入口以外に高さ1メートルの単管柵及び高さ60センチメートルの板張りを新設する計画となっております。また、敷地内の砂利が出入口から流出しないように、幅15センチメートルのグレーチングを敷設いたします。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の南側が市街化区域となっており、そこから300メートル以内に位置し、かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<難波委員>

5番についてですが、道路に私道の箇所がありますが、ほぼ公道的な使われ方をしております。

こういう道路を市が買い取ることはできないのでしょうか。

<副主幹>

当該地につきましては、厚木市住みよいまちづくり条例の対象となっております。道路部でも承認しているものになりますが、私道の買取りとなりますと、コストがかかるということで、中々行っていないとの話を聞いたことがあります。

<難波委員>

農業委員会という立場で言うことではないかもしれませんが、当該地の周辺については、かなりの数の資材置場がありますので、そういう場所であれば、ある程度道路を整備する必要があるのではないかと思います。

<副主幹>

そのような意見があったことについては、道路部に伝えさせていただきます。

<難波委員>

お願いします。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員

の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

〈議長〉

続きまして、日程 9、議案第 61 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は 28 番までございますが、1 番につきましては、小澤委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条及び厚木市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので小澤委員の退室を求めます。

〔小澤委員退室〕

〈議長〉

それでは、日程 9、議案第 61 号「農用地利用集積計画の決定について」の 1 番についての事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました議案第 61 号「農用地利用集積計画の決定について」の 1 番について、御説明申し上げます。

1 番でございますが、借人は三田にお住まいの t さんで、申出地は三田字下前川原 1 筆、地目は田、面積は 1,527 平方メートル。利用目的は水稲。3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第 61 号「農用地利用集積計画の決定について」の 1 番は、原案のとおり決定するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程9、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定されました。

ここで小澤委員の入室を認めます。

〔小澤委員入室〕

〈議長〉

続きまして、「農用地利用集積計画の決定について」の2番につきましては、早川会長職務代理者が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので早川会長職務代理者の退室を求めます。

〔早川会長職務代理者退室〕

〈議長〉

それでは、日程9、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の2番についての事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の2番について、御説明申し上げます。

2番でございますが、借人は愛甲東3丁目にお住まいのuさんで、申出地は愛甲東三丁目2筆、地目は田、合計面積は990平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の2番は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の2番は、原案のとおり決定されました。

ここで早川会長職務代理者の入室を認めます。

[早川会長職務代理者入室]

<議長>

それでは、日程9、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の3番から28番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の3番から28番について、御説明申し上げます。

3番から5番でございますが、借人は棚沢にお住まいのvさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

3番の申出地は棚沢字市島川付2筆、地目は田、合計面積は1,564平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

4番の申出地は棚沢字市島川付1筆、地目は田、面積は1,155平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5番の申出地は棚沢字市島川付1筆、地目は田、面積は988平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6番でございますが借人は東京都町田市金井町にお住まいのwさんで、申出地は三田字宮ノ上1筆、地目は畑、面積は321平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7番でございますが借人は下荻野にお住まいのxさんで、申出地は三田字仲町1筆、地目は田、面積は1,983平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8番でございますが借人は三田にお住まいのyさんで、申出地は三田字上山1筆、地目は畑、合計面積は2,292.84平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

9番から11番でございますが、借人は小野にお住まいのzさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

9番の申出地は小野字神明前2筆、地目は田、合計面積は932平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

10番の申出地は小野字神明前2筆、地目は田、合計面積は780平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

11番の申出地は小野字神明前3筆、地目は田、合計面積は1,305平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

12番及び13番でございますが、借人は恩名2丁目にお住まいのαさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

12番の申出地は恩名字片岸2筆、地目は田、合計面積は1,267平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

13番の申出地は温水字町田3筆、地目は田、合計面積は2,973平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

14番から17番でございますが、借人は長谷にお住まいのβさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

14番の申出地は愛甲字扱免1筆及び愛甲東三丁目2筆、地目は田、合計面積は2,551平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

15番の申出地は愛甲字金地2筆、地目は田、合計面積は1,949平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

16番の申出地は愛甲字上町1筆、地目は田、面積は991平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

17番の申出地は愛甲字金地2筆、地目は田、合計面積は1,926平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

18番でございますが借人は愛名にお住まいのγさんで、申出地は愛甲字新町1筆、地目は田、面積は908平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

19番でございますが借人は酒井にお住まいのδさんで、申出地は酒井字新宿1筆、地目は田、面積は416平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

20番でございますが借人は長谷にお住まいのεさんで、申出地は戸田字下沖4筆、地目は畑、合計面積は1,981平方メートルの内1,200平方メートル、利用目的は野菜、3年間の貸借権の新規設定でございます。

21番でございますが借人は座間市座間1丁目にお住まいのζさんで、申出地は中依知字宮ノ前3筆、地目は畑、合計面積は3,503平方メートルの内1,088.34平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

22番から24番でございますが、借人は飯山にお住まいのηさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

22番の申出地は三田字沖田1筆、地目は田、面積は944平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

23番の申出地は三田字蟹淵3筆、地目は田、合計面積は2,997平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

24番の申出地は三田字蟹淵1筆、地目は田、面積は1,000平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

25番から27番でございますが、借人は下荻野にお住まいのθさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

25番の申出地は林三丁目1筆、地目は田、面積は492平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使

用貸借権の更新設定でございます。

26番の申出地は林三丁目3筆、地目は田、合計面積は784平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

27番の申出地は林三丁目2筆、地目は田、合計面積は597平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

28番でございますが借人は飯山の農事組合法人、代表理事のKさんで、申出地は飯山字上出處1筆、地目は田、面積は934平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、3番から28番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<難波委員>

6番についてですが、この方は経営面積が4,297平方メートルとなっておりますが、これは厚木市での耕作面積でよろしいでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

この方については、新規就農者として農地を借りられておりまして、厚木市での経営面積が4,297平方メートルです。

厚木市で栽培した作物を町田で販売しております。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<山川委員>

利用権の設定を受ける方が、農地を適正に管理できない場合は利用権の停止を農業委員会として行うことはできるのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

農業経営の基本計画の中で、農地を借りた方が適正に管理しなければならないとありますので、もし管理ができないのであれば、取り消すことができます。

<議長>

取消しの判断はどこが行うのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

農業政策課が行うことになります。

<難波委員>

奨励金が出ていると思いますが、取消しとなった場合は返還するのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

奨励金は返還しなければなりません。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の3番から28番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」の3番から28番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

次に、日程10、議案第62号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただ今議題となりました、議案第62号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」御説明申しあげます。

本年10月、2市町において、農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥

事が続けて発生しました。言うまでもなく行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」の決議がなされ、全ての農業委員会において決議を実施するよう一般社団法人全国農業会議所から通知がありました。

このことから、本農業委員会としても、改めて法令遵守を徹底することについて確認するため、決議を行いたいと考えているものでございます。

それでは決議文案を読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月25日厚木市農業委員会

以上、よろしく御審議をお願いいたします

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第62号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、原案のとおり決議に賛成の委員の拍手を求めます。

[採決 拍手多数]

<議長>

拍手多数。

よって、日程10、議案第62号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、原案のとおり決議されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年厚木市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

令和元年12月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
